

定期利用保育申込書

(一財)東京都人材支援事業団理事長 あて

申込者住所: 〒

□自宅電話番号

保護者氏名(父)

保護者氏名(母)

□携帯電話番号(父)

□携帯電話番号(母)

※お問い合わせ優先連絡先として希望する電話番号に☑チェックしてください。

(優先連絡先に電話が繋がらない際等、チェックをつけていただいた電話番号以外に連絡する場合があります。)

下記のとおり、定期利用保育を申し込みます。

年 月 日

利用する子供の氏名(ふりがな)		生年月日		性別
		西暦	年 月 日	男・女
年齢クラス : 0歳児 ・ 1歳児 ・ 2歳児 ・ 3歳児以上小学校就学前 (○で囲んでください。)				
(0歳児は利用日に生後6か月以上であることが必要です。また、年齢クラスの区分は4月1日現在の年齢です。)				
家族・その他同居関係				
続柄	氏名	勤務先	電話番号	
確認事項1 (該当する方に○をつけ、記入ください。)				
「とちょう保育園の定期利用保育」と「他の保育園等」を併願している。 ※どちらかに○をしてください。 → いいえ ・ はい(結果がわかる日を記入ください。)				
併願している保育園等の結果がわかる日 月 日				
確認事項2 (お読みいただき「同意欄」に☑(チェック)してください。)				同意欄
食物アレルギーはありません。 ※令和4年度は、食物アレルギー対応がありませんので、食物アレルギーがある場合は申込みできません。				□
利用日時は、就労・通勤時間等の範囲内です。				□
利用する曜日時間の変更は原則できません。				□
利用月前月末までに面談・健康診断を受けられない場合や、面談・健康診断の結果により個別に配慮が必要な場合は、利用できない場合があります。				□
利用申込み合計時間数が多い順に利用者が決定されます。ただし、利用申込み合計時間数が同一の場合、抽選により決定します。				□
休園は原則認められません。継続的な利用がない場合は、利用の取消しとなります。				□
利用は、利用開始月から利用年度の末日(令和5年3月)までとなります。				□
利用開始後、求職となった場合や妊娠・出産等により仕事をお休みされる場合は、定期利用保育の利用取消となります。また、利用決定後に就労内定先で仕事を開始されていない場合も利用取消となります。				□
家庭状況や就労状況に変更が生じた場合は至急ご連絡ください。ご連絡がない場合は、利用決定を取り消すことがあります。				□
提出書類に虚偽の記載があった場合は、申込は無効となります。利用決定後に判明した場合は、利用決定の取消しとなり、既に利用を開始していてもその後利用できません。				□
【育児休業中の方】利用が承諾された場合は、取得されている育児休業期間に関わらず、利用開始月の末日までに必ず職場復帰していただきます。元の職場に復帰できない場合や規定以上の育児時間を取得される場合、復職後に継続して就労できなくなった場合は、利用決定の取消しとなる場合があります。				□